

**「労務費に関する基準の運用方針案」及び  
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの一部改正案」に関する  
意見公募の結果について**

令和7年12月10日  
国土交通省  
不動産・建設経済局  
大臣官房参事官（建設人材・資材）  
建設振興課

国土交通省では、令和7年11月17日から同月28日まで、「『労務費に関する基準』の運用方針案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、17件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見数

提出意見数 17 件

2. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材） 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

(別紙)

御意見の概要	国土交通省の考え方
自由市場経済を維持するため、労務の供給量が需要量を超過することを理由とする労務費の減額を認めるべき。	労務の需給を問わず、「通常必要と認められる労務費」については、本基準の示す手順により計算されるべきものと考えております。
技能者への賃金支払いに係る元請け企業の責任を明確にすべきである。	本基準は元請・下請を問わず、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、適正な労務費の水準やこれを確保するための実効性確保策を定めたものであり、この内容に沿い、建設工事に携わる当事者各自がその責任を果たすことが重要であると考えております。
技能者本人が自らの処遇を確認できる情報開示の仕組みが必要である。	今般のCCUSレベル別年収の改定・公表により、技能者自身が受検した能力評価の結果により、自らの年収とCCUSレベル別年収における「標準値」及び「目標値」との照合が可能になるところです。
一人親方化による責任回避を防ぐためには、雇用契約への誘導と監視体制の強化が必要である。	「労務費に関する基準」は、被用者たる技能者のみならず、(適正な)一人親方に対しても労務費等が適切に行き渡ることを図る制度であり、方針15において、「一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまるような働き方になっている場合には、当該一人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要である」旨お示しております。 なお、労働関係法令の適用に当たっての労働者性の有無の判断については、契約の形式が「請負」であるかどうかを問わず、実態を踏まえて判断されるものです。 また、本基準においては、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することとしております。
建設現場における労働者を確認する仕組みや違反時における対応ルールの整備が必要ではないか。	建設業法上、一定規模以上の建設工事の元請負人は施工体制台帳の作成が義務づけられています。 この施工体制台帳の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳の作成を行ったときは、営業停止処分の対象となる可能性があります。

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>請負契約において具体的な「人数」を想定して価格を決めることは、偽装請負に該当すると労働局等に判定される可能性があるが、このルールの制定にあたり厚生労働大臣の見解を明確化されたい。</p>	<p>労務費に関する基準及び本運用方針は建設工事の請負契約において、通常必要となる労務費を算出する際の考え方をお示しするものであり、工事の完成を目的とする、建設工事請負契約の性質を変えるものではなく、工事に従事する技能者と注文者の間における指揮命令系統の有無を規律するものではありません。 建設工事における労働環境の適正化等については、引き続き厚生労働省とも連携の上、取り組んで参ります。</p>
<p>不動産の投機的取引が横行している状況を是正すべき。</p>	<p>実需に基づかない投機的取引は好ましくないと考えており、先月公表した新築マンションの取引実態の調査結果も踏まえ、業界とも緊密に連携しながら、投機的取引の抑制に努めてまいります。</p>
<p>36ページ目の見積金額合計(税抜)(A)26,337,933円と38ページ目の見積書合計金額(税抜)(A)の内訳明細書の合計29,079,886円がずれている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、別紙01において見積金額合計が一致するよう修正いたします。</p>
<p>見積書の様式例が示されているが、現状は「一式」と表示したり、共通仮設費等を「諸経費」と一括表示した見積書が提出される場合がある。今後、発注者側は別紙01の様式で再提出依頼をしなければならないのか。</p>	<p>別紙01は建設業法第20条第1項等に対応して、労務費・必要経費等を内訳明示した見積書(材料費等記載見積書)の作成に当たって参考となるよう作成したものといたします。 同条第4項に基づき、注文者から受注者に対して労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の交付請求を求めることも可能であり、推奨されますが、別紙01はあくまでその際の様式の例でありこれを必ず使用することを求めるものではありません。</p>
<p>慣行として、発注者が官公庁である案件では「見積書価格」と「仕切(NET)価格」の2つの表示があり、「見積価格」で適正な労務費と判断されても、実は「仕切(NET)価格」では労務費の基準を満たさないという懸念もある。 一般論として、官公庁側は提出された「見積書価格」で判断すればよいのか。</p>	<p>公共工事の入札においては、労務費等を内訳明示した入札金額内訳書をご提出いただくことが必要であり、入札段階では入札金額内訳書に基づいて判断を行います。</p>

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>別紙01,02について、一人親方や会社によっては12月の制度改正以降すぐに対応できないということが想定されるが、37ページ(別紙03)にあるように、あくまで「本書式例」であるので、別紙01,02の中身を満たせば補記等で対応しても良いのか。</p>	<p>本様式例はあくまで「例」なので、建設業法第20条第1項に規定する材料費等の内訳が確認できるものであれば補記などで対応するかたちでも問題ございません。 また、建設業法第20条第4項により、建設業者は、建設工事の注文者から材料費等記載見積書の提出を求められた場合には、請負契約が成立するまでに、材料費等を記載した見積書を交付する義務があります。 なお、公共工事においては、入契適正化法第12条による入札金額内訳書の提出が義務となっております。</p>
<p>発注者が工事を契約する段階で、「歩掛は基準の●●倍まで上げて問題ない」というような見積作成に関するルールを設定すべき。</p>	<p>方針4において、「小ロット工事など、基準が想定する施工条件よりも歩掛が悪くなる工事では、基準よりも高い労務費が適正となる。このため、受注者は、施工条件を踏まえ、労務費を基準より高く見積もる必要がある。」ことについて明示しております。 なお、歩掛は個々の工事の施工条件や個社の能力によって異なる数値が当てはまるため、歩掛の範囲について一律に制約を設けることは妥当ではないと考えております。 また、方針34において、労務費を内訳明示した見積書を提出した受注者に対し、無根拠に歩掛を切り下げる要求を行うことは、法20条第6項に違反するおそれがあること等、注文者が生産性向上を提案する場合の留意点についてもお示ししておりますので、価格交渉においてはこれらの方針も併せてご参照いただければと存じます。</p>
<p>発注側の改善、公共事業予算の弾力化を同時に進めるべき。</p>	<p>公共事業予算については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保してまいります。</p>
<p>著しく下回る見積りとは、どの程度のことを指しているのか。</p>	<p>著しく低い労務費等の具体値についてお示しすることは予定しておりませんが、どのような見積り・見積り変更依頼が不適切であるかの考え方については、本運用方針でお示するとともに、「建設業法令遵守ガイドライン」等においてもお示ししてまいります。</p>
<p>業者の選定に関して、労務費以外にも請負に係る経費を減価とした見積もりになっていないか確認すべきことを明示願いたい。 ひとつの建設工事の締結に先だって注文者が複数の下請の専門工事業者等に対して相見積もりを取る場合の考え方が示されているが、現在の書きぶりでは、守られるべき費目として労務費についてのみ適示される形となっている。 改正建設業法においては、労務費の他にも著しく低い額での見積りを許容しない費目を示していることや、中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループにおいて、「労務費確保に伴って、労務費以外の必要経費がしわ寄せを受けることがあってはならない」旨の議論があったことを踏まえ、必要経費を含めて適正に見積書を作成する業者が、労務費以外の必要経費を計上しない又は不当に安価な額として見積書を作成する業者との価格競争において劣後しないよう、書きぶりを改められたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、賃金のみならず「労働者の適切な処遇に必要な費用」についても競争に適さないことを示し、見積書において内訳明示する項目について、建設業法第20条第1項に沿って「建設工事の施工のために必要な経費」と明記いたしました。</p>

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>見積書の様式、記載内容、誰が記録するのか（注文者、受注者）等を示してほしい。</p>	<p>特に専門工事業者向けの見積書の様式については、別紙01～03を用意しておりますので適宜ご参照ください。 建設業法施行規則第26条に基づく見積書とそれに係る打合せ記録については、受注者が保存することとしています。 なお、受注側から許可行政庁等に対して「発注者から労務費等について必要額を著しく下回るような見積り変更依頼を受けた」等の訴えがあった場合、注文者にも事情聴取等を行うこととなることから、注文者として価格交渉に係る事実関係を説明する手段として、方針45に示すとおり、材料費等記載見積書を受け取った場合には、当該見積書や打合せ記録について適切に保存することが推奨されます。</p>
<p>公共工事を発注する際に予定価格を作成しますが、その見積についても適正価格で有ることが求められると理解した。 その上で、予定価格を作成する場合に徴収する見積について、その提出者にも適正価格である根拠を示すことを義務化すべき。</p>	<p>今般の改正により、建設業法第20条において努力義務となる材料費等記載見積書の作成については、方針40や方針46に示すとおり、概算での積算などの段階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないものではないものとしております。 一方でご認識のとおり、適正な予定価格の設定が建設工事における適正な労務費の確保にとって重要であることに鑑み、そのような場合においても可能な限り注文者が要請する仕様にあった見積りを提出することが望ましいと考えており、その旨を方針40においてお示ししております。</p>
<p>専門工事業団体が歩掛を作成・公開し、広く活用させるべき。</p>	<p>「労務費に関する基準」や本運用方針も踏まえ、各団体が独自に標準的な歩掛を作成することは差し支えありません。 ただし、そのような場合においても、個別の建設工事においては個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要があるものと考えております。</p>

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>4次下請け以降の会社は、常用単価での契約・支払いが多いため、行政の定期的な査察・指導・勧告を実施すべき。</p>	<p>建設業法の内容について、制度運用上の留意点をまとめた「法令遵守ガイドライン」の要請や講習会等を通じて周知啓発するとともに、建設Gメンや許可行政庁による調査等においても、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費が確保されているか確認等を行うなど、引き続き、取引の適正化に努めてまいります。</p>
<p>材料費、労務費等を内訳明示した見積書の作成について、努力義務ではなく義務とすべきではないか。</p>	<p>現在、請負代金を総額一式で決める取引や、そもそも書面で見積書を交付する習慣もない建設業者も多い中で、まずは、今般努力義務とされた、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書を作成する商習慣を形成することが適切であると考えております。</p>
<p>方針49（民間工事の複数見積り段階での内訳明示の要否）の回答が『方針44参照』と記載されていますが、これは内容的に方針46（DB方式等における設計段階での見積りの考え方）を参照すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「方針44参照」を「方針46参照」に修正します。</p>
<p>建設Gメンが、建設業法違反の疑い（特に『著しく低い労務費の見積り』）を調査する際に、一人親方の就労実態が労働者にあたるか否かも重要な調査項目の一つとして、監督・指導を強化することを本運用方針に明記すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、方針15において、今般の建設業法改正によって設けられた雇用する技能者への適正な賃金支払い等の建設業者に対する努力義務や、建設業者に対する各種規制の適用の回避を目的とした「一人親方化」、受注単位の細分化等による「許可不要事業者化」についても、新たな商慣行の定着を阻害するものであることを明記させていただきました。</p>
<p>方針39（民間発注者の予算決定）や方針31（価格交渉）に関する行政指導において、『労務単価部分の引き下げ』は、生産性向上（歩掛改善）の合理的根拠がない限り、建設業法第20条第6項（不当な見積り変更依頼の禁止）に該当する不当行為として禁止とすることを明確化するべき。</p>	<p>方針4にお示しするとおり、「労務費に関する基準」が示す通常必要と認められる労務費等は標準的な施工条件等を前提としており、個々の建設工事においては、個社の能力等を踏まえて適切に見積もるべきであり、歩掛（生産性）の改善により低い労務費の額で見積りを行う場合においても、実際にその歩掛で施工できる理由について説明できることが必要と考えております。</p> <p>なお、方針34において、労務費を内訳明示した見積書を提出した受注者に対し、無根拠に歩掛を切り下げる要求を行うことは、法20条第6項に違反するおそれがあること等、注文者が生産性向上を提案する場合の留意点についてもお示ししておりますので、価格交渉においてはこれらの方針も併せてご参照いただければと存じます。</p>

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>企業利潤や、利潤相当額を含む一般管理費（本社経費等）について、内訳明示の義務の対象外であり、『諸経費』などとして一括計上が可能であることを運用方針および見積書様式例の作成ガイド（別紙03）において、明確に追記</p>	<p>方針8において、新たなルールの下においても、本社経費等については、従前通り、必要に応じ、価格交渉によって確保すべきとの考え方をお示ししております。</p> <p>なお、建設業法第20条第1項において規定する材料費等記載見積書に関しては、注文者に対して「材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」の他に「当該建設工事の施工のために必要な経費」の内訳も含め、その内容を考慮する努力義務が課されていることに留意が必要な旨もお示ししております。</p>
<p>主要な専門工事業分野における標準的な歩掛（基準値）の公表スケジュールを明示し、かつ、簡易版様式（別紙02）などにおいてこの基準歩掛の参照を推奨する旨を追記されたい。</p>	<p>各職種の労務費の基準値については、当該職種における職種別意見交換会の進捗状況により公表可能時期が異なるため、一律にお示しすることは難しいものの、検討状況については適時適切にお示ししてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、基準値が定まった職種においても、個別の建設工事においては個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要があります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>建設工事の場所が、隣接する都道府県の公共工事設計労務単価水準よりも低い地域にある場合について、適用すべき労務単価の基準を明確化すべきである。</p>	<p>「労務費に関する基準」において、原則論として「個々の請負契約において適用すべき公共工事設計労務単価は、工事の施工場所が属する都道府県に適用される値とすることが適当である」旨をお示ししております。</p> <p>その上で、個々の建設工事における労務費等の見積りについては、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費等記載見積書の作成などにより、個々の契約ごとに労務費を適正に計算し、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要があります。</p>
<p>公共工事設計労務単価が設定されていない都道府県における取扱いについて、具体的な対応を明確化するべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、方針19において、公共工事設計労務単価等に基づく労務費の算出が難しい場合の対応例に「個別の請負契約における見積りに当たって、各地方整備局や地方公共団体が公共工事の発注のために独自に示している労務単価や、他の都道府県の労務単価等を参考に個別に交渉を行う」ことを明記いたしました。</p>
<p>注文者都合による工期短縮のための特命増員などにより、労務単価水準が高い建設地以外の地域から作業員を増員させる場合、出張元地域の公共工事設計労務単価（又はそれに準ずる水準）を適用することを、「需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場合に明確に該当するため適正な割り増しの根拠として認めるよう運用方針に明記すべきである。</p>	<p>方針4において、施工地よりも労務単価が高いエリアから作業員を確保することが必要な場合等、ご指摘のような「需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場合」等の状況においては、受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要であることを既に明記しているところで</p>

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>賃金の大幅引き上げが実現できる契約環境を最終下請まで行き渡らせることと、中小零細企業でも実効性ができる支援も打ち出すよう要望します。</p>	<p>「労務費に関する基準」において、「支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組」として、CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認することを位置づけており、これらの取組を着実に進めてまいります。</p>
<p>発注者として予定価格を積算する際、新たに労務費、材料費や安全衛生経費等を分けて算出することは、業務量が増大するため、経過措置を設けていただきたい。</p>	<p>発注者は予定価格を積算するにあたり、必ずしも各費用を分けて算出する必要はありません。</p>
<p>安全衛生費の算出については、受注者の負担増となる。特に中小企業にとっては、事務負担が大きいことから、経過措置を設けていただきたい。</p>	<p>労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の提出は改正法において努力義務として位置づけられるものであり、準備が整った事業者からご対応いただくことを想定しております。建設工事従事者の安全及び健康の確保のためご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
<p>適正な建退共掛金の金額について、事務負担が増えないような方針として示されたい。</p>	<p>別紙01～03において、建退共掛金の計算方法等について補足しているので、適宜ご参照ください。 なお、今回の改正法施行時点において、注文者が建退共掛金の見積り内容の妥当性を判断する責務が生じるものではありません。</p>
<p>CCUSレベル別年収を、職種ごとに公共工事設計労務単価に日額換算した上で対応付けた労務単価として公表するべき。</p>	<p>方針20にお示ししているとおり、CCUSレベル年収は、公共工事設計労務単価から、技能者の経験年数、保有資格等を踏まえて算出されているものであり、CCUSレベル別年収を日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有するところであり、個別の請負契約においては、構成される施工チームのCCUSレベル構成について価格交渉の中で注文者に説明をし、必要な賃金原資を確保することが必要と考えております。 なお、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであるところ、積算時点において個別具体の工事に従事する技能者のCCUSレベルを特定することは困難であることから、公共工事設計労務単価をCCUSレベル別に示すことは不適當であると考えております。</p>

その他いただいたご意見についても、今後の業務の参考とさせていただきますので、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。